KOYANO CONSULTING GROUP

小谷野会計グループ
〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14 階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計･税務の知識》 (税制改正特集)個人所得課税の改正

はじめに

2021 年度税制改正大綱の所得税・住民税の改正項目についてご案内します。

１. 退職所得課税適正化

（2022 年以降の所得税・住民税に適用）

現行においては、退職所得は、次のように退職所得控除を考慮し、所得金額を 2 分の 1 にすることができるため、税負担が軽減されています。

退職所得＝（収入金額-退職所得控除額※1）×1/2

※1 勤続年数 20 年まで 1 年につき 40 万円、20 年超は 1 年につき 70 万円

しかし、昨今の雇用の流動化傾向に鑑み、勤続 5 年以下の退職金のうち 300 万円を超える部分については、特定役員退職手当等と同じように 2 分の 1 課税の適用から除外することになりました。

２. セルフメディケーション税制の延長及び見直し

（2022 年以降の所得税・2023 年度分以降の住民税に適用）

適用期限が 5 年間延長され、対象となる医薬品の範囲が見直されます。また、確定申告時の手続きが簡素化されます。

【改正内容】

5年間の延長	・2021年12月末までの時限措置を5年間延長し2026年12月末までとする
税制対象医薬品の範囲見直し	・対象となるスイッチＯＴＣ医薬品から、効果が低いと認められる物を除外する ・スイッチＯＴＣ医薬品と同種の効能又は効果を有する要指導医薬品又は一般用医薬品（スイッチＯＴＣ医薬品を除く）で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるもの（３薬効程度）を対象に加える
確定申告時の手続きの簡素化	・取組関係書類について、確定申告書への添付又は提出の際の提示を不要とする （確定申告書に添付する医薬品の購入明細には、一定の取り組みに関する事項を記入する）

３. 金融所得の住民税申告手続き簡素化

(2021 年分以降の確定申告書の提出から適用)

個人住民税において、特定配当等※2 及び特定株式等譲渡所得金額※3 の全部を源泉分離課税とする場合、原則として住民税申告書の提出は不要となります。

※2 上場株式等の配当等（大口株式除く）で、所得税と住民税が 20.315%の税率で源泉徴収されているもの

※3 特定口座のうち、源泉徴収口座に預け入れられた上場株式等の譲渡所得等で所得税と住民税が 20.315%の税率で源泉徴収されているもの

【改正前と改正後】

（改正前）
特定配当及び特定株式譲渡所得金額に係る所得に対する課税方式は以下の３つ、
①総合課税、②申告分離課税、③源泉分子課税（申告不要）
所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択する場合は、確定申告書に加え、住民税申告書を提出する必要あり。

簡素化

（改正後）
個人住民税において、特定配当及び特定株式譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税（申告不要）とする場合に、原則として確定申告書の提出のみで申告手続きが完了できるよう、確定申告書における個人住民税に係る附記事項が追加される。

４. 国や地方自治体の実施する子育ての助成等の非課税措置

子育て支援の観点から、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等（子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成）について、非課税とします。

おわりに

今回は、個人所得課税に関する税制改正の一部をご案内しました。その他、住宅ローン控除の特例の延長に関する情報は、2 月 25 日発行のメルマガをご参考ください。

https://www.koyano-cpa.gr.jp/archives/knowledge/11074

（担当：佐野）

©KOYANO CONSULTING GROUP 無断転載・引用禁止